

平成 27 年（行コ）第 16 号
東京高等裁判所 第 15 民事部 御中

団体

「公務員賃下げ違憲訴訟」の徹底審理と公正な判決を求める署名

政府は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により国家公務員の賃金を 2012 年 4 月から 2 年間にわたって平均 7.8% 引き下げを強行しました。この人事院勧告に基づかない賃金引き下げは憲法違反だとして、国公労連と 370 名の組合員は、2012 年 5 月に損害賠償等請求の訴訟を提訴しましたが、2014 年 10 月 30 日、東京地裁（民事 19 部）古久保正人裁判長は、原告の訴えを棄却する不当判決を言い渡しました。

一審判決では、人事院勧告に基づかない立法措置が憲法第 28 条に違反する場合があり得るとしながらも、これまで最高裁が示した判例の枠さえ無視し、「人事院勧告には拘束力がない。他方で、勤務条件法定主義、財政民主主義に基づき立法裁量がある」との国側の主張を受け入れ、「我が国の厳しい財政事情」と「東日本大震災に対処する必要性」があるとの立法理由を鵜呑みにして、合憲判断をなした点で重大な誤りと言わざるを得ません。

これまでの判例や学説の流れを考えても、現行国家公務員法が作られた過程に鑑みても、労働基本権制約の「代償措置」とされてきたのは人事院勧告制度であり、国家公務員法第 28 条は、国家公務員の勤務条件について「国会により社会一般の情勢に適応するよう、隨時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠ってはならない」と定めています。

情勢適応原則に基づく人事院勧告によってこそ、国会と内閣が公務員給与を決定できるというのが、憲法や国家公務員法の考え方であり、そもそも、国家公務員の勤務条件を、国会が財政事情などを理由に自由に決められるものではありません。

国家公務員は「全体の奉仕者」であるとともに、憲法 28 条の労働基本権が認められた労働者です。一方、国は「最良の使用者」として、働くルールを守る模範を示す立場にあります。この裁判を通して、公務労働者の働くルールが明確にされることが必要です。

以上のことふまえ、貴裁判所におかれましては、十分な審理の上で公正な判決を下されますよう要請いたします。

所 在 地	〒
団 体 名	
代 表 者	

【取り扱い団体】

日本国家公務員労働組合連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3F
(略称:国公労連) TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362

で検索

事実誤認、事実を無いものとした一審不当判決

国公労連賃下げ違憲訴訟の一審判決は、人事院勧告を経ない賃下げを合憲とする結論と、それを導き出す論理の枠組みに収まらない事実を「無いもの」とし、論理の枠組みに収まる事実を「作り出した」事実誤認の不当判決です。

以下、判決の概要と問題点を指摘します。

1 最高裁判例の論理をも無視した 合憲論の展開

「人事院勧告は、文字どおり『勧告』として制度設計されており、人事院勧告によって国会を当然に法的に拘束できないことは明らかであり、国会は、人事院勧告どおりの立法をすることを義務づけられているとはいえない」、「憲法が許容する範囲内で具体的にどのような内容のものを定めるかについては、立法府に裁量が与えられている」

《判決の誤り・問題点》

全農林警職法事件最高裁大法廷判決は、国家公務員の労働基本権制約が憲法 28 条に違反しないためには、代償措置があり、かつ、機能していることを判示しています。

人事院勧告制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置として位置づけられてきたのですが、それが国会を拘束するものではなく、国会の裁量で人事院勧告に関する自由に決められるというのであれば、代償措置は機能せず、判例に違背します。

2 人事院勧告を経ない賃下げと 憲法 28 条の関係

「当該立法において必要性がなく、又は、人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができないと評価すべき不合理な立法がなされた場合には、立法府の裁量を超えるものとして当該立法が憲法 28 条に違反する場合があり得る」

《判決の誤り・問題点》

政府提出の給与臨時特例法案は、自律的労使関係制度措置法案の成立を前提としたものであり、人事院勧告制度を廃止しようとするものです。また、議員立法の給与改定・臨時特例法が成立した後も、政府は、自律的労使関係制度創設法案の成立を目指して審議を行っており、判決がいう「人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができないと評価すべき立法」そのものであり、憲法 28 条に違反します。

3 特例賃下げの必要性を「こじつけ」

「厳しい財政事情に加えて、東日本大震災が発生し、短期的にみて復興予算確保の必要性が生じた状況が存在するのであり、この事情を併せ考えれば、本件給与減額支給措置を実施することが、そのことのみによって直ちに厳しい財政事情を有意に改善することにならないからといって、その必要性が否定されるものではない」

《判決の誤り・問題点》

賃下げの必要性について、財政再建と直接結びつかないことを認めておきながら、それでもなお「必要性が否定されるものではない」としています。これでは、財政が厳しい状態が続く限り人事院勧告は無視してよいことになり、労働基本権制約の代償措置は無いに等しいこととなります。

4 政府と国会は人事院勧告を 尊重していく姿勢を示していた？

「政府としても本件給与減額支給措置を極めて異例の措置と位置づけ、今後とも人事院勧告を尊重していく姿勢を示し、また、給与改定・臨時特例法の審議において、同法を提

出した国会議員らも同様の認識を示していた」

《判決の誤り・問題点》

政府として、「今後とも人事院勧告を尊重していく姿勢」を示した事実は一切ありません。書証（甲第 91 号証）でも、「全農林 57 年人勧凍結反対闘争事件の最高裁判決において、「政府は、人事院勧告を尊重するという基本方針を堅持し、将来もこの方針を変更する考えはなかった」ことが認められ、これが、このときの人勧凍結を違法不当なものとしない要素の一つとなっていたが、今般検討している給与減額支給措置は自律的労使関係を措置し、人事院勧告制度を廃止する内容の法案を提出することを前提に、人事院勧告に基づかずして措置するものと考えている」としており、事実誤認の判決です。

5 交渉内容を判断せずに、政府の 誠実交渉義務違反を否定

「給与臨時特例法案については、合計 6 回の交渉がされ、国公労連の要求・主張に対して政府は一応資料を提示するなどして回答・説明を行っていることを考慮すると、政府の対応については、議題の内容につき実質的検討に入ろうとしない交渉態度であったとか、合意達成の意思のないことを当初から明確にした交渉態度をとったとはいえない」、「また、給与改定・臨時特例法は議員立法で行われたものであるが、その内容的な基礎となっている給与臨時特例法案を国会に提出するに当たっては、政府と国公労連との間で団体交渉が行われ、給与改定・臨時特例法案についての参議院総務委員会における審議においては、国公労連宮垣委員長が参考人として意見を述べていることが認められるのであり、一定の団体交渉がなされたと評価できる」

《判決の誤り・問題点》

政府は、国公労連との交渉で毎回、「心苦しいが、理解をお願いしたい」を繰り返すだけ（甲 1～6 号証）であったことは明らかです。まさに、「議題の内容につき実質的検討に入ろうとしない交渉態度であり、合意達成の意思のないことを当初から明確にした交渉態度をとった」ことは明白です。事実を都合よくねじ曲げた判決です。

6 交渉での約束を「なかったもの」と認定

「政府の約束した条件（自律的労使関係制度を措置する法案を成立させること、給与減額を地方公共団体へは波及させないこと）が反故にされたとの主張は、そもそもそのような条件自体が約束されていたと認めるに足りる証拠はない」

《判決の誤り・問題点》

自律的労使関係制度措置法案の成立については、内山政務官が第 2 回交渉で、「同時に交渉権を与えるべく（給与減額支給措置の終期は）平成 25 年までとしている」と、また、給与減額の地方公共団体への波及については、片山総務大臣が第 1 回交渉で、「今回の措置は国家公務員についてのものであり、政府として国家公務員についての結論と同時に地方公務員にも同様の措置を求めるることは考えていない」とそれぞれ回答しています。「認めるに足りる証拠」は、提出した甲 1～6 号証で明確に存在しています。